

A23「社会人のお金『基本のキ』」制度変更のお知らせ

JTEX（訓）日本技能教育開発センター
企画開発グループ TEL 03-3235-8682

謹啓 時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「社会人のお金『基本のキ』」(2020年5月15日、第8版発行)につきまして、「制度変更」に伴うテキスト内容の変更点を下記のとおりお知らせ申し上げます。

本講座の記載内容は、毎年制度変更となるものが多いことから、今後も、必要が生じた場合は、適宜「制度変更のお知らせ」をお送りいたします。

お手数をおかけすることになり大変恐縮ですが、テキストの該当箇所に修正を施した上でお使いいただきますよう、お願い申し上げます。 敬白

記

<制度変更のお知らせ>

1. 協会けんぽの保険料率に変更となりました。

令和3年3月分(4月納付分)から、全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率に変更となりました。保険料率は都道府県ごとに異なり、9.50～10.68%の範囲となっています(別紙表 1-6 参照)。40～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、これに全国一律の介護保険料率(令和3年度は1.80%)が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更。

【該当箇所】

●9 ページ 表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和2年4月分(5月納付分)～

⇒差し替え。別紙表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和3年3月分(4月納付分)～ (例:兵庫県)をご参照ください。

●19 ページ 表 1-6:「令和2年度 健康保険 都道府県単位保険料率」

⇒差し替え。別紙表 1-6:「令和3年度 健康保険 都道府県単位保険料率」をご参照ください。

※16～18 ページの本文中にも変更点が生じます。別紙の表 1-3, 表 1-6 と照らし合わせてください。

2. 厚生年金の標準報酬月額の上限が変更になりました。

厚生年金保険法における標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令により、令和 2 年 9 月から、標準報酬月額上限等級(第 31 級・62 万円)の上に 1 等級が追加され、上限等級が第 32 等級・65 万円に引き上げられました。

[改定前]

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分 (折半額)
			18.300%	9.150%
第 31 級	620,000 円	605,000 円以上	113,460 円	56,730 円

[改定後]

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分 (折半額)
			18.300%	9.150%
第 31 級	620,000 円	605,000 円以上 635,000 円未満	113,460 円	56,730 円
第 32 級	650,000 円	635,000 円以上	118,950 円	59,475 円

なお、保険料率は、平成 29 年 9 月以降、18.3%で固定されています。

[該当箇所]

●10 ページ 表 1-4:「平成 29 年 9 月分からの厚生年金の保険料額」

⇒差し替え。別紙表 1-4:「令和 2 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金の保険料額」をご参照ください。

★レポートT1課題 3 解説文の 4 行目

⇒…1 等級から 32 等級まで区分されている。

3. 所得税・住民税の基礎控除が変更となりました。

令和 2 年分(2020 年 1 月 1 日～12 月 31 日)から、所得税・住民税の基礎控除額が税制改正され、合計所得が 2,400 万円以下の場合、所得税は 38 万円→48 万円、住民税は 33 万円→43 万

円となりました(住民税は翌年に後払いする形となるため、令和 3 年の支払いから額が変更されます)。

一方で、所得金額の高い人にまで一律に控除を適用する必要性は乏しいのではないかとの指摘を受け、高所得者については段階的に控除額が引き下げられます。

⇒基礎控除について、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人は、その合計所得金額に応じて控除額が遡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人は、基礎控除の適用はできないこととされました。

この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額 (所得税)	控除額 (住民税)
<u>2,400 万円以下</u>	<u>48 万円</u>	<u>43 万円</u>
<u>2,400 万円超 2,450 万円以下</u>	<u>32 万円</u>	<u>29 万円</u>
<u>2,450 万円超 2,500 万円以下</u>	<u>16 万円</u>	<u>15 万円</u>
<u>2,500 万円超</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>

〔該当箇所〕

●29 ページ 上から 11～13 行目

⇒たとえば、納税者のすべてに適用される基礎控除(合計所得金額2,400万円以下のケース)が、所得税の場合は 48 万円であるのに対し、住民税では 43 万円(令和 3 年の支払い分から)なの。

●68 ページ 下から 1～3 行目 ⇒※印のとおりです。

●154 ページ (b)所得控除の額の計算①人的控除

⇒基礎控除(480,000 円) ※令和 2 年分から

※以下、154 ページの計算式((b)の③所得控除の額の①380,000 円)も同様に 480,000 円に変更、(c)課税所得金額の計算イの金額も変更となります。

4. 国民年金月額保険料が変更となりました。

令和 3 年度の国民年金月額保険料が、1 万 6,610 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●54 ページ 上から 3～5 行目

⇒…令和 3 年度は月額1万 6,610 円、令和 4 年度以降は 1 万 7,000 円×改定率で計算される予定となっています。

●162 ページ 下から 1 行目～163 ページ 上から 1 行目

⇒国民年金保険料は月額1万 6,610 円(令和 3 年度)で、…

5. 老齢基礎年金(国民年金)の満額が変更となりました。

令和3年度の老齢基礎年金の満額(年金の年間支給額)が、78万900円に変更されました。

〔該当箇所〕

●55 ページ 上から15～17行目

⇒…ちなみに、基礎部分の老齢基礎年金の満額は、78万900円(令和3年度)になるわ。

●165 ページ ②老齢基礎年金の年金額の1～2行目

⇒… 78万900円(令和3年度)を受け取ることができます。

※以下、165～166ページの本文中も同様に変更となります。上記の金額で、訂正してください。

6. 不動産取得税に関する特例が延長されました。

令和3(2021)年3月31日までとされていた、不動産取得税に関する以下の軽減税率の特例が、令和6(2024)年3月31日まで3年間延長されることになりました。

- ・住宅や土地の取得に係る税率 本則4%を3%とする特例措置。
- ・宅地評価土地の取得に係る標準課税を2分の1とする特例措置。

〔該当箇所〕

●58 ページ 8行目

⇒※2024年3月31日まで

●58 ページ 11行目

⇒…(2024年3月31日までに取得した場合)。

7. 青色申告特別控除の額が変更されました。

個人の所得税について、基礎控除額が一律10万円引き上げられたこととともない、令和2年分以後の青色申告特別控除の控除額が、65万円から55万円に引き下げられました。なお、電子帳簿保存など一定条件を満たした方は、65万円の控除額の適用を受けることができます。

〔該当箇所〕

●68 ページ 下から4行目と※印

⇒…適用している人には、55万円まで控除できます。

⇒※印の内容のとおりとなります。

8. 障害基礎年金(国民年金)の年金額, 子の加算額が変更となりました。

令和3年度の障害基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●92 ページ (a) 障害基礎年金の額 ⇒〔令和3年度〕

⇒障害等級1級 976,125 円 (2級の年金額×1.25) + 子の加算

障害等級2級 780,900 円 + 子の加算

●93 ページ 表 4-3:「障害基礎年金・子の加算額」 ⇒〔令和3年度〕

加算対象の子	加算額
1人目・2人目(1人につき)	<u>224,700 円</u>
3人目以降(1人につき)	<u>74,900 円</u>

9. 遺族基礎年金(国民年金)の支給額が変更となりました。

令和3年度の遺族基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●111 ページ (a) 遺族基礎年金〔国民年金〕の計算式 ⇒〔令和3年度〕

遺族基礎年金 = 780,900 円 + 子の加算 224,700 円 × 子供の人数

(3人目からは, 1人につき 74,900 円)

10. 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が変更となりました。

令和3年度の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が, 58万5,700 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●111 ページ 下から3~4行目

⇒…遺族厚生年金に一律 58万5,700 円 (年額, 令和3年度) が加算されるものです。

11. 住宅ローン減税の控除期間13年の措置が継続されました。

住宅ローン減税の控除期間13年の措置は, 消費税率10%が適用される住宅取得の駆け込み需要と反動減を緩和する拡充策でしたので, 13年間の減税が受けられる適用期限は, 令和2年12月31日までで終了することになっていました。しかしながら, 拡充策継続による景気対策効果への期待から, 入居の期限が, 令和2年12月31日から令和4年12月31日まで2年間延長されます。

〔該当箇所〕

●149 ページ (2)の4行目

⇒(令和4年12月31日までに自己の居住の用に…

●149 ページ 下から 1～2 行目の※印

⇒※…令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に…

●150 ページ 下から 6 行目の※印

⇒※…令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に…

12. 給与所得控除額が変更となりました。

令和 2 年分以降, 給与所得控除額(給与所得者の給与から一定額差し引くことができる控除額)が変更となりました。

〔該当箇所〕

●153 ページ 表 5-10: 給与所得控除額 [令和 2 年分以降]

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
<u>162 万 5,000 円以下</u>	<u>55 万円</u>
<u>162 万 5,000 円超 180 万円以下</u>	<u>収入金額×40%－10 万円</u>
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋ <u>8 万円</u>
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ <u>44 万円</u>
660 万円超 <u>850 万円以下</u>	収入金額×10%＋ <u>110 万円</u>
<u>850 万円超</u>	<u>195 万円(上限)</u>

※源泉徴収税額表が令和 2 年 1 月支給分の給与から新しいものに変更されました。

●154 ページ (a)給与所得の金額計算①給与所得控除額の計算式

⇒ $3,440,000 \text{ 円} \times 30\% + \underline{80,000 \text{ 円}}$ に変更。

※以下, 154 ページの②給与所得の金額の①, (c)課税所得金額の計算のアの金額も変更となります。

13. 特別支給の老齢厚生年金の年金額, 加給年金の支給額が変更となりました。

令和 3 年度から, 特別支給の老齢厚生年金の年金額, 加給年金の支給額が以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●170 ページ <定額部分の年金額>の式

⇒ $\underline{1,628 \text{ 円(令和 3 年度単価)}} \times \text{生年月日別乗率} \times \text{被保険者期間}$

<報酬比例部分の年金額(①+②)> の式は, 変更ありません。

●171 ページ 表 6-1:「加給年金の支給額」

⇒表 6-1 加給年金の支給額

(単位:円) [令和3年度]

受給権者の生年月日	配偶者の 加給年金額	配偶者 特別加算額	合計額
昭 9.4.1 以前	<u>224,700</u>	0	<u>224,700</u>
昭 9.4.2～昭 15.4.1	<u>224,700</u>	<u>33,200</u>	<u>257,900</u>
昭 15.4.2～昭 16.4.1	<u>224,700</u>	<u>66,300</u>	<u>291,000</u>
昭 16.4.2～昭 17.4.1	<u>224,700</u>	<u>99,500</u>	<u>324,200</u>
昭 17.4.2～昭 18.4.1	<u>224,700</u>	<u>132,600</u>	<u>357,300</u>
昭 18.4.2～	<u>224,700</u>	<u>165,800</u>	<u>390,500</u>

子については1人につき 224,700 円。ただし、3 人目からは 74,900 円。

14. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が一部変更されました。

直系尊属から、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、一部見直しを行ったうえ、適用期限が令和 5(2023)年 3 月 31 日まで、2 年間延長されました。

受贈者が、23 歳未満、学校等に在学している、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講しているなど、いずれかに該当する場合を除き、信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、

- ・贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の管理残額を相続財産に加算
- ・受贈者が贈与者の相続人でない孫であるとき、贈与者死亡時の相続税額に 2 割加算が適用されます。

※管理残額とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいいます。

〔該当箇所〕

●184 ページ 下部●印の 3 行目

⇒…(2013 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日の限定措置)。

〔一部変更〕

(1)教育資金管理契約の終了事由の拡大

受贈者は 30 歳未満ですが、例外として、30 歳到達時において学校等に在学している場合、または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、在学・受講を終了する年の年末(もしくは、それ以前に 40 歳に達した時点)まで、残高に対する贈与税が課税されないことになりました。

(2)受贈者の所得制限の設定

従前の制度では、教育資金のための贈与であれば、受贈者が高額所得者であったとしても贈与税がかからないものとされていましたが、平成31年4月1日以後の所得1,000万円超の受贈者に対する贈与が適用対象外とされました。

以上

■表 1-3: 全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額

令和3年3月分(4月納付分)～

(兵庫県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般・坑内員・船員	
				10.24%		12.04%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	63,000	73,000	5,939.2	2,969.6	6,983.2	3,491.6		
2	68,000	73,000	83,000	6,963.2	3,481.6	8,187.2	4,093.6		
3	78,000	83,000	93,000	7,987.2	3,993.6	9,391.2	4,695.6		
4(1)	88,000	93,000	101,000	9,011.2	4,505.6	10,595.2	5,297.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	101,000	107,000	10,035.2	5,017.6	11,799.2	5,899.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	107,000	114,000	10,649.6	5,324.8	12,521.6	6,260.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	114,000	122,000	11,264.0	5,632.0	13,244.0	6,622.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	122,000	130,000	12,083.2	6,041.6	14,207.2	7,103.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	130,000	138,000	12,902.4	6,451.2	15,170.4	7,585.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	138,000	146,000	13,721.6	6,860.8	16,133.6	8,066.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	146,000	155,000	14,540.8	7,270.4	17,096.8	8,548.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	155,000	165,000	15,360.0	7,680.0	18,060.0	9,030.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	165,000	175,000	16,384.0	8,192.0	19,264.0	9,632.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	175,000	185,000	17,408.0	8,704.0	20,468.0	10,234.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	185,000	195,000	18,432.0	9,216.0	21,672.0	10,836.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	195,000	205,000	19,456.0	9,728.0	22,876.0	11,438.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	205,000	210,000	20,480.0	10,240.0	24,080.0	12,040.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,528.0	11,264.0	26,488.0	13,244.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,576.0	12,288.0	28,896.0	14,448.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,624.0	13,312.0	31,304.0	15,652.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,672.0	14,336.0	33,712.0	16,856.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,720.0	15,360.0	36,120.0	18,060.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,768.0	16,384.0	38,528.0	19,264.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,816.0	17,408.0	40,936.0	20,468.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,864.0	18,432.0	43,344.0	21,672.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,912.0	19,456.0	45,752.0	22,876.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	41,984.0	20,992.0	49,364.0	24,682.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	45,056.0	22,528.0	52,976.0	26,488.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	48,128.0	24,064.0	56,588.0	28,294.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	51,200.0	25,600.0	60,200.0	30,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	54,272.0	27,136.0	63,812.0	31,906.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	57,344.0	28,672.0	67,424.0	33,712.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	60,416.0	30,208.0	71,036.0	35,518.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	63,488.0	31,744.0	74,648.0	37,324.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	66,560.0	33,280.0	78,260.0	39,130.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	69,632.0	34,816.0	81,872.0	40,936.0		
37	710,000	695,000	730,000	72,704.0	36,352.0	85,484.0	42,742.0		
38	750,000	730,000	770,000	76,800.0	38,400.0	90,300.0	45,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	80,896.0	40,448.0	95,116.0	47,558.0		
40	830,000	810,000	855,000	84,992.0	42,496.0	99,932.0	49,966.0		
41	880,000	855,000	905,000	90,112.0	45,056.0	105,952.0	52,976.0		
42	930,000	905,000	955,000	95,232.0	47,616.0	111,972.0	55,986.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	100,352.0	50,176.0	117,992.0	58,996.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	105,472.0	52,736.0	124,012.0	62,006.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	111,616.0	55,808.0	131,236.0	65,618.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	117,760.0	58,880.0	138,460.0	69,230.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	123,904.0	61,952.0	145,684.0	72,842.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	130,048.0	65,024.0	152,908.0	76,454.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	136,192.0	68,096.0	160,132.0	80,066.0		
50	1,390,000	1,355,000		142,336.0	71,168.0	167,356.0	83,678.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。
 加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.24%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額
 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額
 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金
 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

■表 1-4: 令和 2 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金の保険料額

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満	18.300%	9.150%
1	88,000	~	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	~ 101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	~ 107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	~ 114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	~ 122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	~ 130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	~ 138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	~ 146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	~ 155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	~ 165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	~ 175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	~ 185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	~ 195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	~ 210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	~ 230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	~ 250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	~ 270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	~ 290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	~ 310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	~ 330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	~ 350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	~ 370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	~ 395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	~ 425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	~ 455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	~ 485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	~ 515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	~ 545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	~ 575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	~ 605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	~ 635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000	~	118,950.00	59,475.00

- 厚生年金保険料率 (平成29年9月1日～ 適用)
一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% (厚生年金基金加入員 …13.300%~15.900%)
- 子ども・子育て拠出金率 (令和3年4月1日～ 適用) …0.36%
[参考]令和2年4月分～令和3年3月分までの期間は0.36%
※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 平成29年9月分(10月納付分)から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。
- 被保険者負担分(厚生年金保険料額表の折半額)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。
- 子ども・子育て拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額の総額となります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

出所: 日本年金機構 保険料額表

■表 1-6:令和3年度 健康保険 都道府県単位保険料率

北海道	10.45%	滋賀県	9.78%
青森県	9.96%	京都府	10.06%
岩手県	9.74%	大阪府	10.29%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.24%
秋田県	10.16%	奈良県	10.00%
山形県	10.03%	和歌山県	10.11%
福島県	9.64%	鳥取県	9.97%
茨城県	9.74%	島根県	10.03%
栃木県	9.87%	岡山県	10.18%
群馬県	9.66%	広島県	10.04%
埼玉県	9.80%	山口県	10.22%
千葉県	9.79%	徳島県	10.29%
東京都	9.84%	香川県	10.28%
神奈川県	9.99%	愛媛県	10.22%
新潟県	9.50%	高知県	10.17%
富山県	9.59%	福岡県	10.22%
石川県	10.11%	佐賀県	10.68%
福井県	9.98%	長崎県	10.26%
山梨県	9.79%	熊本県	10.29%
長野県	9.71%	大分県	10.30%
岐阜県	9.83%	宮崎県	9.83%
静岡県	9.72%	鹿児島県	10.36%
愛知県	9.91%	沖縄県	9.95%
三重県	9.81%		

出所：全国健康保険協会管掌健康保険 都道府県ごとの保険料率（一部省略）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r3/20205/>

※40～64歳までの方には、全国一律の介護保険料率（1.80%）が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更。